

ACSV MONTHLY LETTER

平成27年1月1日以降の相続について、相続税の基礎控除が引き下げられ、税率が引き上げられます。

● 相続税の基礎控除（課税価格総額に対する基礎控除）

	現行	改正後
相続税基礎控除	5,000万円 +法定相続人数×1,000万円	3,000万円 +法定相続人数×600万円

● 相続税の税率（各相続人の法定相続分に対する税率）

法定相続人の取得価額	現行	改正後
1,000万円以下の金額	10%	10%
1,000万円超 3,000万円以下の金額	15%	15%
3,000万円超 5,000万円以下の金額	20%	20%
5,000万円超 1億円以下の金額	30%	30%
1億円超 2億円以下の金額	40%	40%
2億円超 3億円以下の金額		45%
3億円超 6億円以下の金額	50%	50%
6億円超の金額		55%

● 相続税額（相続人が子2人の場合の総額）

課税価格	現行	改正後	課税価格	現行	改正後
5,000万円	ゼロ	80万円	1億5千万円	1,200万円	1,840万円
6,000万円	ゼロ	180万円	2億円	2,500万円	3,340万円
8,000万円	100万円	470万円	2億5千万円	4,000万円	4,920万円
1億円	350万円	770万円	3億円	5,800万円	6,920万円

課税価格が基礎控除を超えていても、配偶者控除や小規模宅地の特例などで税額がゼロとなることもあります。特例を適用するためには相続税の申告が必要となります。

■ 税務カレンダー

	内容	備考
10月	個人住民税納付（第3期）	
11月	所得税予定納付（第2期） 個人事業税納付（第2期）	減額申請ができます

（注）法人税の確定申告期限は、決算日より2ヶ月以内です。

個人所得税の確定申告・贈与税申告は翌年3月15日です。

源泉所得税の納付期限は、翌月10日です（納期特例を除く）。

住民税納付の日程については、上記と異なる地域があります。